



「キャリアもライフも」楽しもう

今回は、内閣府発行の月刊総合情報誌「共同参画」に掲載された男女共同参画推進連携会議議長アキレス美知子さんの寄稿文の一部を紹介します。

女性版骨太方針2022では、女性の経済的自立が大きな柱となっています。(中略)加えて、男性の家庭・地域における活躍も初めて柱の一つに位置付けられました。法制の後押しもあり、男性も育休を取るのが当たり前の風潮が生まれつつあります。女性も男性も家事・育児を担い、やりがいのある仕事を通してキャリアを築いていくことが可能な時代になりました。

夫と私は男女ではなく、それぞれ何が得意かで家事を分担してきました。例えば私の担当は



料理、夫は掃除と洗濯です。(中略)キャリアアップする時期と重なり時間に追われる日々でしたが、かけがえのない楽しい思い出がたくさんできました。家事や育児は負担ではなく、一緒にやれば生産的でとても楽しいものです。

私のモットーは「キャリアもライフも楽しむ」。女性も男性も「キャリア」か「ライフ」か、どちらかを選ぶのではなくどちらも追っかけてみましょう。それは人生において価値あるチャレンジであり、その先に豊かな未来が待っています。

消費者トラブル 注意報

商工観光課 ☎32-1604

新生活のスタートでつまづかないために 気を付けてほしい5大消費者トラブル

| | |
|---------------|---|
| 住宅の賃貸借 | 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談しましょう。 |
| 引っ越し関連 | 不用品の処分は市の窓口(衛生環境課)に相談し、ごみ出しのルールに従って処分しましょう。 |
| 訪問販売 | その場ですぐに契約せず、不安や不審な点があれば家族や身近な人に相談しましょう。 |
| もうけ話 | 借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう。 |
| 通信契約 | 転居時などでネット回線契約を変更するときは契約条件などをよく確認しましょう。 |

相談は **宇城市消費生活センター ☎33-8277** へ

かしこくみんなの **年金学**

熊本東年金事務所 ☎096-367-2503
医療保険課 ☎32-1417

学生の皆さんへ 納付が猶予される制度を知っていますか

学生納付特例制度とは
所得が一定以下の学生が申請し承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される制度。

- 申請の流れ**
- ① 医療保険課や各支所、年金事務所に申請書と添付書類を提出。
添付書類 学生証(写し可)または在学証明書(原本)
 - ② 日本年金機構から承認または却下通知書が届く。却下された場合、保険料の納付が必要。

※学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校などに在学する人で、夜間・定時制課程や通信課程の人も含まれます。

詳しくはこちら



みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



ひろみち 本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



ミナマタに育った教師の話

後編

案内してくれる梅田卓治さん自身が中学時代に起こしたという事件を中学生に語ります。「小学校には患者さんが身内にいる生徒も通っていました。が、水俣病の授業をしつかり受けた記憶はありません。中学3年の陸上競技大会の時です。400m走で、最後の生徒がふらふらになってゴールを目指していました。その生徒に向かって僕たちの応援席から、『水俣病が走ると』という声が上がったんです。それを聞いて、僕はたしなめるどころか一緒に笑ってしまいました。翌日その生徒の中学校から電話が入りました。泣きながら指導される先生の姿に本当に情けないと思いましたが、こうやって皆さんに話をするようになった根底にこの事件の経験があります。

僕の価値観や考え方は水俣で生まれ育ったからこそできています。他の地域より優れているとかではなく、僕という人間をつくってくれたオンリーワン、唯一の場所という感謝が

誇りです。そういう気持ちを水俣で育つ子どもたちに持たせることが大事だと思っています。」

宇城地区でも中学生が水俣の生徒に差別発言をした事件がありました。2010年サッカー大会でのことです。それに触れ、最後に梅田さんは患者さんたちの思いを伝えます。

「患者さんは差別発言をした子どもに会いたがった。それは発言した子が悪いのではなく、人権や差別に関する教育をしていない大人の責任と伝えたいから。差別発言をした側が大変なことをしたと右往左往せず、どこが足りなかったのかと考えるきっかけにしてほしい。反省はしても、差別発言をした責任を背負い込む必要はなかったと言っていました。」

2月、市役所ロビーに宇城市の5年生の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」参加作品が展示されていました。子どもたちは学んできたことを丁寧にまとめていましたね。学習を通して、知識で終わるのでなく、「自分に向き合う」。梅田さんの語る、そんな深い学びが全ての学校で目指せるといいですね。

郷の記憶をたどる

文化スポーツ課 ☎32-1954 私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわるさまざまな文化の魅力を発信します

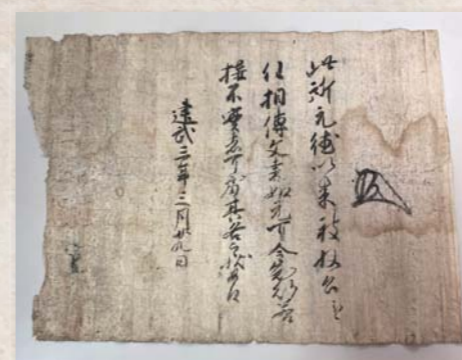


郷土資料館



開館時間 10時～17時
休館日 月・木曜(祝日の場合はその翌日)
住所 豊野町糸石3818 ☎45-2102

市指定有形文化財 足利尊氏安堵書下



足利尊氏安堵書下は、鎌倉時代の1336(建武3)年に記されたもので、尊氏が自ら花押(サイン)を記した大変貴重な文書です。

表面には筑後国三池郡(現在の福岡県大牟田市)を本拠としていた藤吉(田尻)種家の子である光童丸による所領回復を求める内容が記されています。裏面には尊氏が安堵(土地の所有を認めること)の通達を記しています。

文書には、光童丸の祖父である種継に、元寇の

おんしょう 恩賞として与えられた三瀧莊藤吉村(現在の福岡県柳川市)の領地が一度没収されたこと、建武3年に起こった大田・清水の戦い(現在の福岡県八女郡広川町・同県みやま市瀬高町)で種家が討死したため、功績として(当時の討死は功績)領地の回復を求めることが記されています。

本文書が書かれた建武3年は、後醍醐天皇と足利氏の政権争い、建武の乱の渦中にありました。戦乱の中、劣勢になり九州へ敗走した尊氏は、菊池武敏の迎撃を受けたもの大勝し、多くの九州武士を味方につけることに成功しました。種家はそこで討死したと考えられています。

この文書は、江戸時代に熊本藩主であった細川家の家臣にあたる不知火町の民家に伝わっていましたが、このような重要文書が民家で発見されるのは非常にまれです。実物は郷土資料館に展示しています。